

1 総合計画策定の趣旨

白井市は、長期的展望をもつ計画的かつ効率的な行政運営の指針として「白井市第4次総合計画（平成18年度～平成27年度）」を策定し、将来像である「市民と築く安心で健康なまち しろい」を実現するため、各種施策を推進してきました。

この間、人口減少社会の到来、少子化・高齢化の一層の進展、地球環境問題の顕在化、高度情報化社会の進展など、白井市を取り巻く社会経済環境は変化しています。

これらの社会経済環境の変化を的確に捉え、長期的展望に立って、市民と目指すべき方向性を共有しながら、ともに持続可能なまちづくりを進める新たな指針として、「白井市第5次総合計画」を策定するものです。

2 総合計画の位置づけ

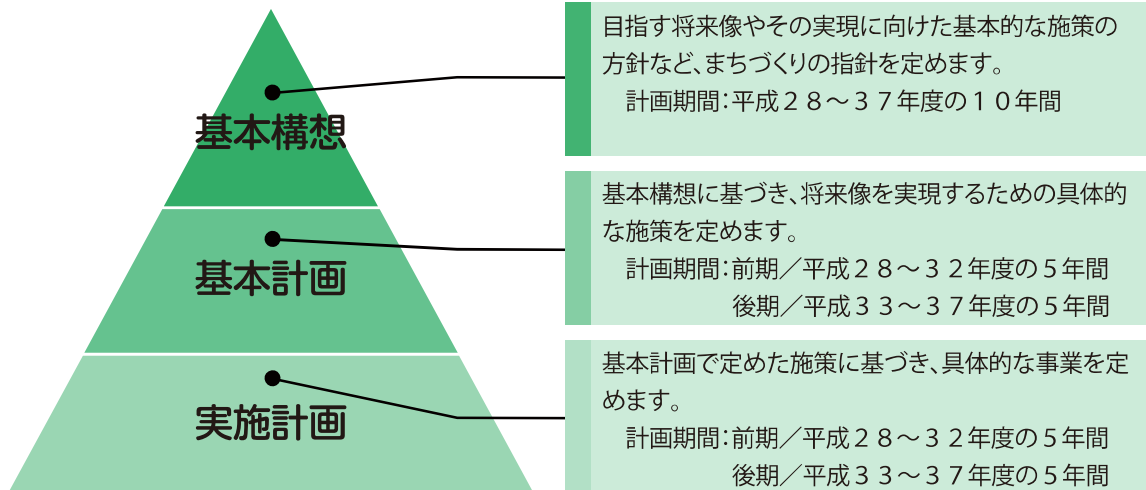
総合計画は、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位に位置する計画であり、長期的なまちづくりの方向性を示し、市民と連携しながらまちづくりを推進するための指針となるものです。

また、行政における各分野には、様々な個別計画がありますが、これらの個別計画は、総合計画の基本的な方向に沿って策定し、推進していきます。

4 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3つの階層から構成します。
それぞれの役割は次のとおりです。

計画の構成



計画の期間



※ 国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、社会保障政策や制度についての研究を行っている。

1 基本理念

まちづくりの基本理念とは、白井市のまちづくりに対する基本的な考え方です。

白井市を取り巻く環境は、社会経済情勢によって変わります。しかし、まちづくりには、いつの時代においても変わらない大切なことがあります。それは、「市民一人ひとりがそれぞれの幸せを実感できること」です。

「あなたにとっての幸せとは何ですか？」と聞かれたら、皆さんはどのように答えるでしょうか。家族みんなで仲良く暮らしていること、経済的に豊かであること、夢に向かってチャレンジしていること、心身ともに健康で自分らしく生きること。

求める幸せの形は、価値観やライフステージにより様々です。

白井市は、これまで第4次総合計画で、市民とともに安心して、健康で快適に暮らせるまちづくりを進めてきました。

白井市を取り巻く環境は、人口減少、少子化・高齢化の進展、地球規模の環境問題の顕在化、安全・安心に対する意識の高まりなど変化しています。

このような中であっても、子どもから高齢者までのだれもが、暮らしの安心が守られていること、健康で活躍できること、自分らしく快適な生活を送ることが、様々な幸せを支える根底にあると考えます。

そこで、今後もこれまでのまちづくりを継承し、「安心」、「健康」、「快適」の3つを基本理念として掲げます。

2 将来像

将来像は、白井市が目指す10年後の姿です。

白井市は、これまで千葉ニュータウン事業[※]により人口が増加し、社会基盤整備が進んできました。そして、千葉ニュータウン事業が収束した今、人口の減少、少子化・高齢化の進展により、まちの活力が低下することなどが懸念されています。

このような中、これまで築き上げてきたまちを、良好な形で次世代に継承していかなければなりません。

白井市のまちづくりは、これまでの「量」の拡大を基調としたまちづくりから、「質」の向上や地域資源の活用を基調とした持続可能なまちづくりへと、「新たなステージ」に突入します。

まちの特性を活かし、子どもから高齢者までだれもが暮らしに快適さを感じ、まちに活力があふれ、「住んでみたい」、「住んで良かった」、「住み続けたい」と思えるまちを創っていくことが必要です。

そこで、将来像を次のように定めます。

ときめきと みどりあふれる 快活都市

市民とみどりは、白井市の財産です。

今あるみどりを守り、まちの風景として育み、“みどり”あふれるまちづくりを進めていくことが大切です。

市民一人ひとりが生活の快適さを感じ、みどりとふれあいがその快適さを高め、暮らしを楽しむ“ときめき”あふれるまちづくりを進めます。

そして、人のつながり、みどりとふれあいが人、地域そしてまちの活力を生み出し、だれもが「快適」で「活力」あるまちを愛し、誇り、新しいことにチャレンジする“ときめき”あふれるまちづくりを進めます。

※ 千葉ニュータウン事業

白井市、船橋市、印西市の3市にまたがる区域の新住宅市街地開発事業（住宅用地及び業務用地を計画的に供給することを目的とする都市計画事業）で千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行。事業が昭和44年から開始され、平成26年3月をもって事業収束した。

3 まちづくりの基本的視点

白井市の特性と課題、市民ニーズ、社会経済情勢等を踏まえて、将来像の実現のために基本となるまちづくりの視点を次のように定めます。

若い世代・定住	若い世代が定住し、にぎわいや活力を生み出す
農・みどり	「農」を中心とした産業、豊かなみどりや河川が、快適さや活力を生み出す
にぎわい・交流	人が集い、人と人とのつながりが、にぎわいや活力を生み出す
拠点・移動	人が集う拠点や、移動しやすい環境が、快適さや活力を生み出す
風景・憩い	自然を活かした憩いの場や、ほっとする風景が、快適さや活力を生み出す

4 まちづくりの重点戦略

まちづくりの基本的視点を踏まえて、将来像の実現に向けて、白井市が重点的に取り組んでいく戦略を次のように定めます。

戦略1 若い世代定住プロジェクト

快適な生活空間の創出、子育てを安心して楽しめる環境づくり、質の高い教育環境づくり、活躍の場づくりなど、単身世帯・子育て世代など若い世代の定住を促進するまちづくりを進めます。

戦略2 みどり活用プロジェクト

環境保全の取り組み、みどりを活かした憩いの場づくり、みどりとしての農地の保全、農の営みを活かした風景づくり、農産物の地産地消[※]や加工等による高付加価値化[※]の取り組みなど、まちのみどりを活かしたまちづくりを進めます。

戦略3 拠点創造プロジェクト

駅前や市役所周辺の都市拠点づくり、サロン[※]など目的に応じて人が集まる場や空間づくり、市内外の人が交流する拠点づくり、交通弱者でも移動しやすい環境づくりなど、様々な拠点があるまちづくりを進めます。

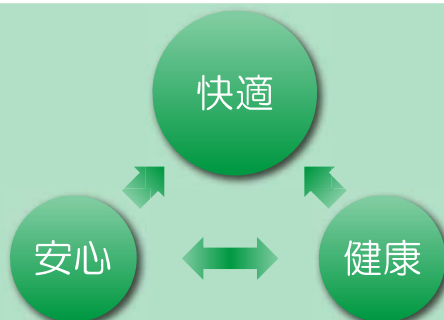
※ 地産地消

地域生産地域消費、地元生産地元消費などの略。白井市内で作られた農産物等を白井市内で消費すること。

※ 高付加価値化

販売しようとする産物や商品に、価格が高くても購買者に満足を与える価値を付与すること。

基本理念

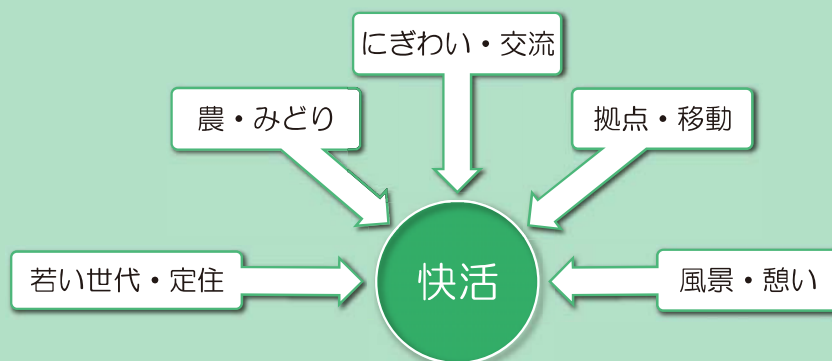


人・地域・まちの活力

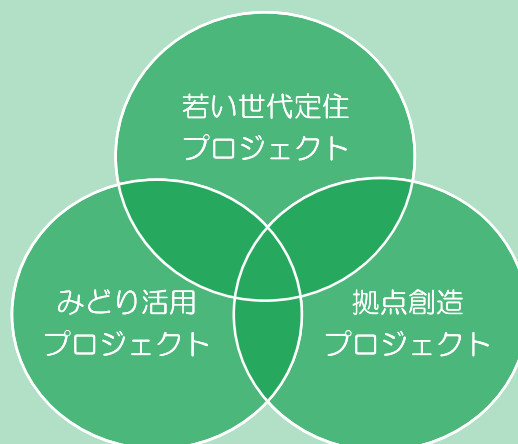
人のときめき
まちのみどり

将来像 ときめきと みどりあふれる 快活都市

まちづくりの基本的視点

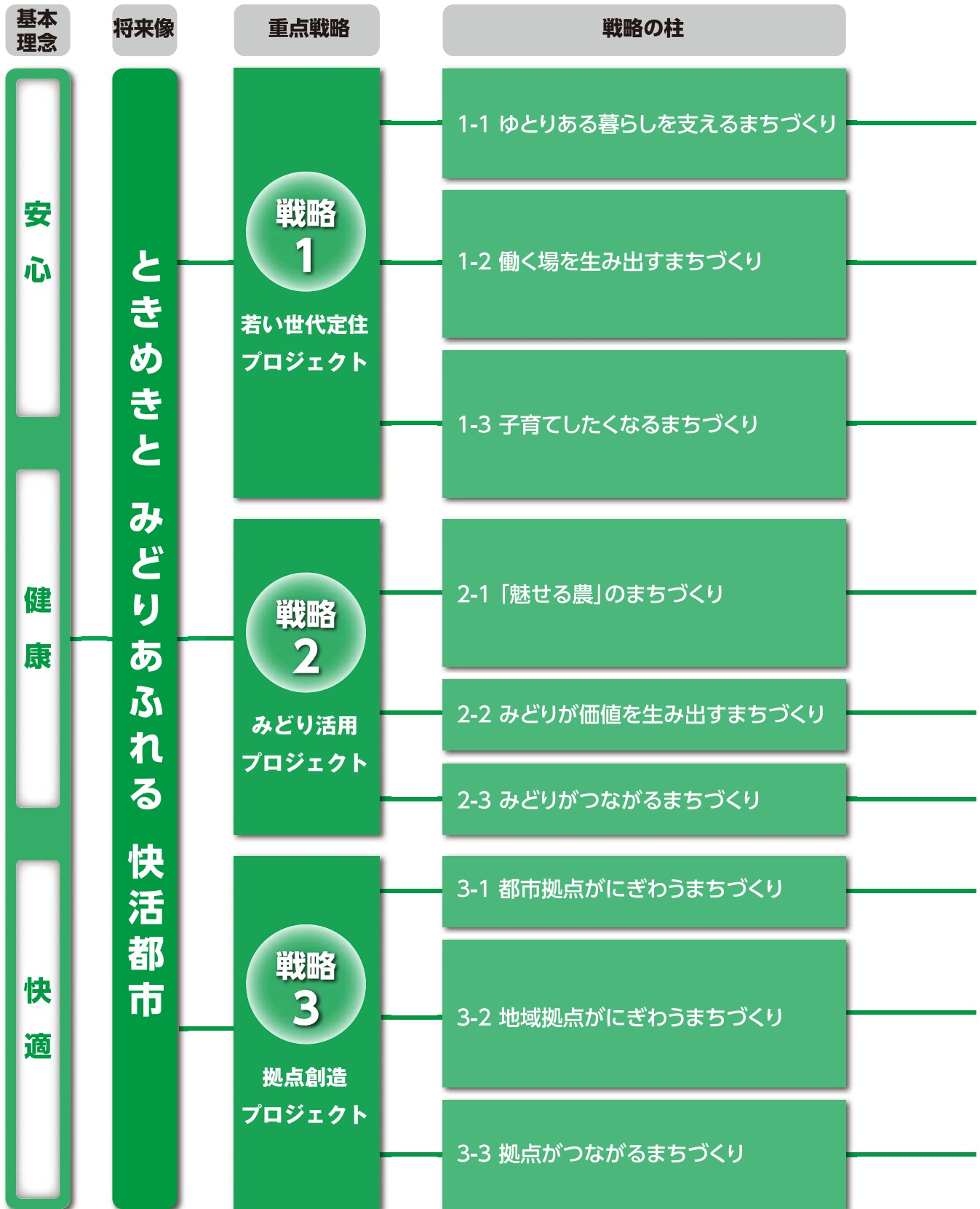


重点戦略



※ サロン

地域の中で、生きがい活動や元気に暮らすきっかけを見つけたり、地域の人同士のつながりを深める自主活動を行う場の総称。



目標実現に向けた取組

- (1) 若い世代が魅力を感じるゆとりある住環境整備の促進
- (2) 子ども連れで外出しやすい道路や公園・広場などの機能整備
- (3) みどりや文化資源などを活用した魅力ある暮らしの促進

- (1) 工業団地などにおける市民の雇用拡大
- (2) 異業種・異分野間のネットワークづくりによる交流・連携の支援
- (3) 未利用地や幹線道路沿道等における開発誘導
- (4) 起業希望者に対する支援のしくみづくりや起業を意識した学習機会の提供

- (1) 利便性の高い場所での保育機会の確保
- (2) 子育てに係る経済的負担の軽減
- (3) 地域での親や子どもたちの居場所づくりや子育て支援のしくみづくり
- (4) 児童・生徒の個性に応じた学力向上など生きる力を育む教育の推進

- (1) 多様な形態の農業経営と担い手の支援
- (2) 農商工の連携による、農産物の高付加価値化やブランド化
- (3) 駅周辺や地域における農産物の販売の場づくり
- (4) だれもが農業体験できるプログラムの実施や農に親しめる環境づくり

- (1) 地域での環境保全や創出の取り組みとしてのグラウンドワークの推進
- (2) 白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進

- (1) 自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用
- (2) 市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援

- (1) 市役所・白井駅周辺や西白井駅周辺などでの地域特性に合わせたにぎわいづくり
- (2) 工業団地への産業機能の集積に向けた環境整備

- (1) 小学校区を基本的な単位としたまちづくり協議会の設立の推進
- (2) 市内の様々な場における世代に関係なく利用できる居場所や交流の場づくり
- (3) 地域の人が地域の人のために身近な生活サービスを提供する地域拠点づくり
- (4) 地域の人や団体を活かした生きがいづくりや健康づくりの場の充実

- (1) コーディネーターの発掘・育成
- (2) 都市拠点と各地域を結ぶ道路ネットワークの整備
- (3) 利便性の良い交通ネットワークの確保

まちづくりの進め方

1

情報・共有

白井市の魅力を高め、広く発信していくまちづくりを進めるために、市民と行政が双方向の情報の流れをつくり、情報を共有します。

2

持続可能な行財政運営

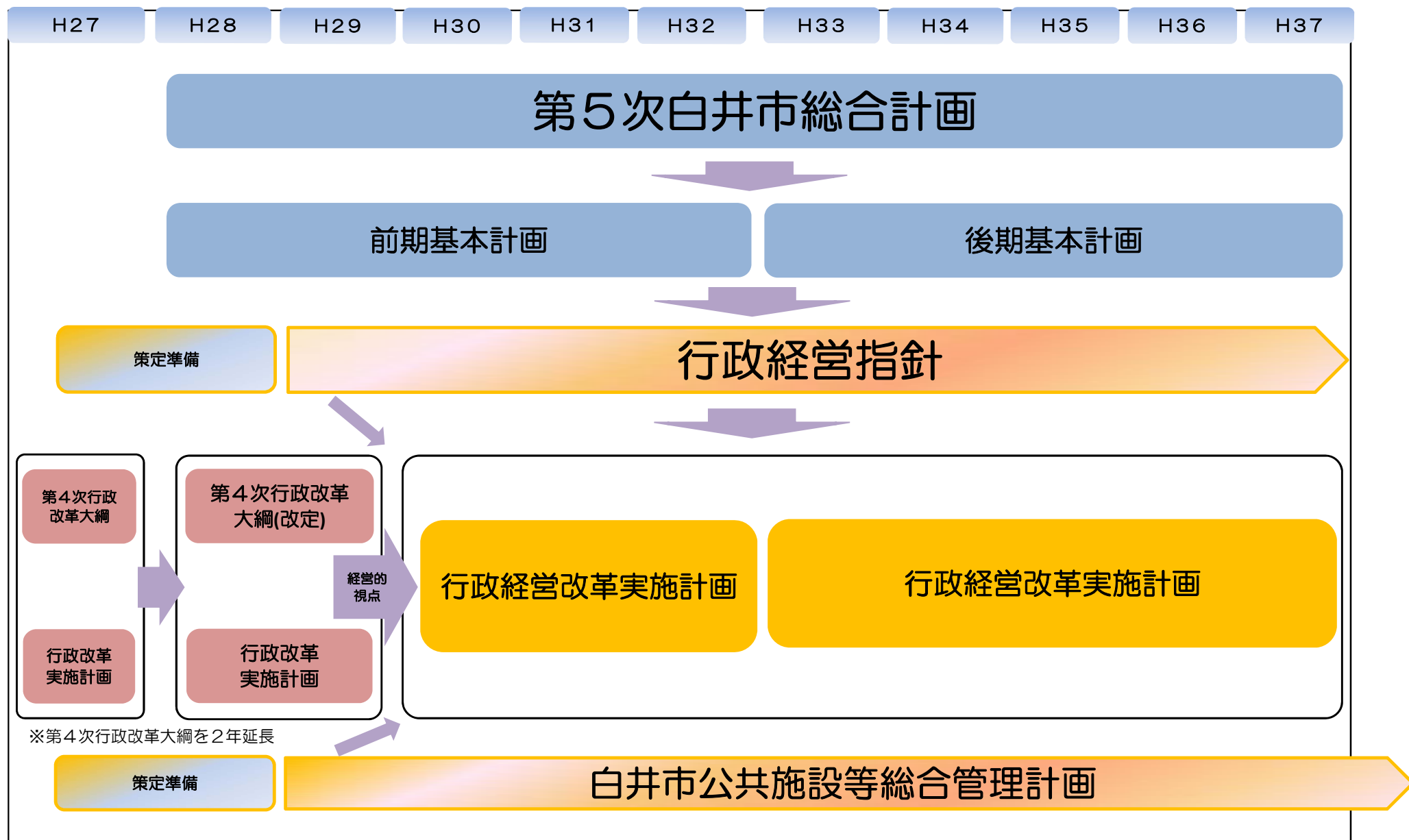
厳しい財政状況が予想される中、限りある資源を有効に活用し、経営的視点をもって持続可能なまちづくりを進めます。

3

参加・協働

まちづくりの主役である市民の主体的な取り組みを応援し、対話しながら一緒にまちを創ることにより、自立したまちづくりを進めます。

●行政経営改革の体系



第1回審議会での疑問・質問について

1 財政調整基金に関すること

財政調整基金として確保すべき目標について

- ・市は、前期基本計画の財政見通しでは、財政調整基金の目標額として、市の標準財政規模である約100億円の1割に当たる10億円としていました。
- ・行政経営指針を策定するに当たり、有識者会議の委員から、災害などの不測の事態が起きた場合を考え、標準財政規模の2割相当が望ましいという意見があり、検討の結果、行政経営指針では、新たに標準財政規模の2割の20億円以上を財政調整基金として確保すべき目標 (A) としました。

財政推計との乖離はなぜ生じているのか。

- ・市では、総合計画策定のために平成27年5月に平成28年度から平成37年度までの10年間の財政推計を作成していますが、以後、修正していないことから、現時点で大きく乖離が生じています。
- ・また、市は、第5次総合計画前期実施計画事業の支出見込額をもとに、平成27年12月に5年間の財政の見通しを作成していますが、こちらについても、修正をしていないことから、現時点で乖離が生じています。

財政推計と財政の見通しの乖離額について

- ・平成28年度末の財政調整基金は、財政推計では約14億円、財政の見通しでは約17億円の見込み (C) ですが、実際の平成28年度末の財政調整基金は、行財政改革の効果や年度の実質収支のプラスを積立したことなどにより約26億円 (B) となっています。
- ・平成28年度末の時点で、財政推計との比較では約12億円、財政の見通しとの比較では約9億円の乖離が生じています (D)。

財政調整基金の20億円は達成可能な目標なのか。

- ・平成32年度末の財政調整基金の残高については、財政推計では約6億円、財政の見通しでは、約7億円を見込んでいます (E)。
- ・これに、現時点での乖離額である財政推計上では約12億円、財政の見通し上では約9億円 (D) を加えると、平成32年度末の財政調整基金の残高として、財政推計上では約18億円、財政の見通しでは約16億円程度が見込まれます (F)。
- ・しかし、それでも目標の20億円以上には達しません (G) が、目標数値を達成するよう行政経営改革に取り組むこととしています。

平成 32 年度末 財政調整基金目標残高 (A) 20 億円以上 (行政経営指針)

平成 28 年度末 財政調整基金残高 (B) 約 26 億円

	財政推計 (H27.5 作成) ※第 5 次総合計画策定時に試算	財政の収支 (H27.12 作成) ※第 5 次総合計画前期実施計画の 事業費を基に試算
H28 残高見込額 (C)	約 14 億円	約 17 億円
H28 時点の乖離額 (D) B-C	約 12 億円	約 9 億円
H32 残高見込額 (E)	約 6 億円	約 7 億円
H32 残高(補正額) (F) E+D	約 18 億円	約 16 億円
目標不足額 (G) A-F	約 2 億円	約 4 億円

2 評価に関すること

何を評価するのか。

- ・これから策定する行政経営改革実施計画の全ての実施状況について評価してください。

市民公募委員はどのような視点で評価したらよいのか。

- ・審議会の評価は、第三者評価として、外部の視点で評価してください。
- ・市民によっては、市の行政サービスにより、サービスを受けて利益が生じる人とサービス自体を受けないため利益の生じない人に分かれる場合があります。市民としてどちらかの経験がある場合は、その経験をもとに評価していただくことも大切な視点です。
- ・ただし、審議会は、学識経験者及び市民公募の委員で構成されていますので、委員の合議により、それぞれの立場を踏まえて審議会の評価としてください。

総合計画に掲げた施策を推進するための下支えとして行政経営指針や行政経営改革実施計画がある以上、行政経営改革実施計画を評価することはわかるが、評価の結果行政経営改革実施計画の廃止を打ち出す事業があった場合、総合計画の施策はどうするのか。

- ・総合計画に掲げた施策の実施状況については、総合計画審議会において評価しています。
- ・行政経営改革審議会では、行政経営指針を実現するための計画として行政経営改革実施計画を策定して、その後の計画の実施状況を評価するものです。
- ・このようなことから、行政経営改革実施計画は、総合計画の施策の廃止などに直接結びつく計画ではなく、行政経営指針の取組項目に基づいた計画として位置付けています。

これから検討する事項について
(第2回～第4回会議で決定すること)

以下のことについて内容を検討し、具体的な取り組み項目を定めた計画書を作成する。計画書には、今後の取り組み、目的、完了目標時期、実施内容・実施スケジュールを記入する。

- 市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。(行政経営指針 P. 5)
- 広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。(行政経営指針 P. 6)
- 出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。(行政経営指針 P. 6)
- 行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。(行政経営指針 P. 6)
- ＩＣＴなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。(行政経営指針 P. 8)
- 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。(行政経営指針 P. 10)

基本方針 1 市民自治のまちづくり

(1) 市民参加の充実

- ④ 市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。

整理番号	1－(1)－④－	項目名		所管課	
現在の取り組み	市は、現在、取り組みを行っておらず、また、個人や市民団体の寄付や投資の活動の支援も行っていない。				
今後の取り組み					
目的	市民が市民を支えていく寄付や投資が進むことで、地域内で市民の資源が循環する環境をつくる。				
完了目標時期					
実施内容		実施スケジュール			
		平成 30 年度		平成 31 年度	
	目標		実績		
平成 30 年度	円		円		
平成 31 年度	円		円		
平成 32 年度	円		円		
合 計	円		円		

今後の取り組みのアイデア

	取組項目	今後の取り組みのアイデア
1	市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。 (行政経営指針 P.5)	● 「コミュニティファンドレイジング」の場を創設し、専門家のアドバイスを受けながら健全に運営する。(藤井委員) ● 「白井ファンド」を創設し、活動に賛同する市民から広く寄付を募る。開始に当たっては、起爆剤として市内の小中学校の生徒と連携してキャンペーンを行う。(伴委員) ● NPO・中間支援組織との連携によるマッチングファンドによる「協働ファンド」を創設する。(坂野会長) ● 市民等からのコミュニティファンド(市民活動支援基金)制度を創設する。(宗和副会長) ● 商品は市民に無償で提供してもらいリサイクル品の「チャリティーショップ」をつくる。売上は運営等に充てる。(本松委員) ● 定期的にフリーマーケットを開く。(本松委員) 【取組項目に関する意見】 ● 公共性は、市民が自分の資源を提供することから始まること。そして受益者は社会的弱者が優先されること。こうしたことを市民に明示しておく必要がある。(片桐委員) ● 市民に寄付や投資を求める以前の問題として「資源提供」を呼びかけるよりも「資源循環」の指針をより多くの市民に理解してもらうことが「協働」を目指す上で、最も大切な点の一つだと思う。提供された資源「寄付や投資」が市民に還元され、市民の暮らしをよくする為のものに使われることを明白にするべき。(山本委員)

	取組項目	今後の取り組みのアイデア
2	広報やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。 （行政経営指針 P.6）	● CATVなどの地域密着型のテレビ局のニュース番組の中の1枠を買い、毎日何らかの情報を放映する。（藤井委員） ● YouTubeなどの動画サイトで学生や地元で活動する劇団員などの市民と協働で動画での施策の説明の動画を公開（藤井委員） ● FacebookなどのSNSおよびYouTubeを活用、使い勝手をよくするなど充実させることで、双方向のコミュニケーションを図る。（議会中継、シティセールスなどでも活用）（坂野会長） ● 緊急の場合は、スーパー等の民間施設を通じて情報発信する。（本松委員） ● 難しいテーマでは「マンガ」を使い、わかりやすくする。（宗和副会長） 【取組項目に関する意見】 ● 情報は「提供しておしまい」ではない。①どこにどんな情報があるか、②その情報はどうすれば得られるか。③その情報に対する意見をどう受け入れるか、④意見に対する行政としての対応を速やかに行う、⑤結果を再び情報として提供するという流れを考慮する必要がある。（片桐委員） ● SNSの世代別普及状況は大きな格差があり「何を目的にするか」を明確にして効果を想定しつつ実施する必要がある。（伴委員） ● いくら行政がオープンに情報提供を促しても市民一人ひとりに直接伝わらなければ無意味となってしまう。年齢層に応じ、慣れ親しんだ伝達方法を探り、伝わりやすくする。（山本委員）

	取組項目	今後の取り組みのアイデア
3	出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。 (行政経営指針 P. 6)	● 各自治会の集会所等の様々な場所で開催する。(本松委員) ● 「生涯学習まちづくり」との連携 (坂野会長) ● YouTube、HP などの ICT の活用とワークショップの開催 (坂野会長) ● 基本計画策定などのワークショップにおけるワールドカフェ方式の導入 (坂野会長) ● 市民提案制度の導入 (宗和副会長) 【取組項目に関する意見】 ● 出前講座やワークショップの開催という案は素晴らしいが、開催するという情報も告知の手段を工夫してそういうことがあることから知ってもらう必要がある。開催するというだけでは積極性に乏しい。(山本委員)
4	行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。 (行政経営指針 P. 6)	● 特定のターゲットを対象としない「まるごと相談室(仮)」を創設し、情報と次の対応をつなぐ場とする。運営は子育てや介護の経験を経た団塊世代以上の市民の力を借りたい。(藤井委員) ● メーリングリストを作成し、そこで情報を発信する。(本松委員) ● 地域の要請による出前講座の活用 (坂野会長) ● 地区コミュニティ協議会などで、ラウンド・テーブル、ワールドカフェを行いながら情報を共有する。(坂野会長) ● 施設管理を地域に任せ、地域に情報が行き届くようにする。(坂野会長) ● 地域担当職員を配置し、地域との一層の連携・協働を推進する。(坂野会長) 【取組項目に関する意見】 ● 一部の行政に興味や関心のある人のみ或いはその必要性があるニーズに応えるだけにとどまらず、一般市民に一般情報として大切かつ欠かせないことだという認識をもってもらえるように身近な情報として公表する。(山本委員)

	取組項目	今後の取り組みのアイデア
5	ICTなどを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。 (行政経営指針 P. 8)	● 市のHPで専用の場所をつくり、定期的に更新する。(本松委員) ● グループウェアの活用による庁内Web環境の充実(坂野会長) ● 情報を一元的に管理する担当課(情報管理課)を充実させる。(坂野会長) ● 情報管理課が庁内の情報共有、その管理のあらましをマニュアルにし、職員研修を徹底する。(坂野会長) ● CIOを置き、ICTガバナンスを確立する。(坂野会長) ● 情報過多により、必要な情報が必要なところに届いていない状態を解消するため、 ・ 情報に重要度のランクを付ける。(宗和副会長) ・ 情報の対象を明確にする(宗和副会長) 【取組項目に関する意見】 ● 行政サイドの意向による情報提供だけでなく、市民がどのような情報を欲しているかを把握することが必要(片桐委員) ● 常に簡潔に課題と検討との要点を明確にし、正確さの趣旨を採り間違えないようにとりまとめておく。時系列別に忠実に記録して、それをピンポイントで検索できるようにする。(山本委員)
6	事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。 (行政経営指針 P. 10)	● 各事業または施策ごとに担当課を呼び出し、ヒアリングをしながら、PDCAサイクルの中で、協働を意識したエンパワーメント評価を推し進めるための外部評価を導入する。(坂野会長) ● PPPの導入や推進に向けた産学官などによる人材プラットフォームを構築する。(宗和副会長) ● 市の業務について、「誰がすべき業務なのか」を棚卸しする。(宗和副会長) ● BPRを用いて業務量を定量化(見える化)する。(宗和副会長) 【取組項目に関する意見】 ● 「効率化」はマーケット・ベースのイデオロギーにすぎない。「効率化」ということが適用できない領域に行政の課題があることを認識すべきではないか。(片桐委員) ● 市民である限り、自分の市が良くなっていくことを望まないものはいないので、それぞれの立場で「自分が出来ること」、「自分が市を変えていく」、「自分も含む市民のための役立つこと」を自主的な発想で事業主各位が認識してもらえるような働きかけをする。(山本委員)

